

福島県地域型こどもホスピス支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、LTC(Life-Threatening Conditions：生命を脅かされる状態)のこどもやその家族の支援を推進することを目的とし、令和8年5月27日付けこ成環第216号こども家庭庁長官通知「令和8年度こどもホスピス支援モデル事業費の国庫補助について」別紙「令和8年度こどもホスピス支援モデル事業費国庫補助金交付要綱」(以下「国交付要綱」という。)3の(4)に定める費用に充てるため、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で福島県地域型こどもホスピス支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、令和8年5月27日付けこ成環第211号こども家庭庁成育局長通知「令和8年度こどもホスピス支援モデル事業の実施について」別紙「こどもホスピス支援モデル事業実施要綱(以下「国実施要綱」という。)第3の4(2)①～⑨に定める事業の実施に要する経費について、実施する地域型こどもホスピスに対して交付するものとする。

(補助金額・補助対象経費)

第3条 補助金額及び補助対象経費は、別表によるものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書(様式1-1)
- (2) 内訳書(様式1-2)
- (3) 事業実施計画書(様式1-2 別添)
- (4) その他参考となる書類

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第5条 事業実施主体は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に負担率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 事業実施主体は、規則第 13 条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金交付の条件)

第 6 条 この補助金の交付の決定には、事業実施主体が実施する各事業に対し、国の交付決定がなされていなければならない。

(変更の承認)

第 7 条 規則第 6 条第 1 項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、第 2 号様式に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができる。

- (1) 所要額調書(変更)(様式 2-1)
- (2) 内訳書(様式 1-2)
- (3) 事業実施計画書(様式 1-2 別添)
- (4) その他参考となる書類

2 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する別に定める軽微な変更は、事業の内容又は補助金の額に影響を及ぼさないと認められる場合において、補助対象事業費の 20%以内の減額変更とする。

(申請を取り下げることができる期日)

第 8 条 規則第 8 条第 1 項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日とする。

(概算払)

第 9 条 知事は、事業実施主体からの申請に基づき、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 事業実施主体は、前項の規定に基づき、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第 3 号を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第 10 条 事業実施主体は、当該事業が完了したときは、速やかに第 4 号様式を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、第 5 号様式に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定があった

日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行なわなければならない。

- (1) 精算書(様式5-1)
- (2) 事業清算内訳書(様式5-2)
- (3) 事業概略書(様式5-2別添)
- (4) その他参考となる書類

(補助金の交付の請求)

第12条 補助金交付の決定の通知を受けた事業実施主体は、補助事業等が完了した場合は、第6号様式を速やかに知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 事業実施主体は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに第7号様式を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附則

この要綱は、令和8年6月12日から施行し、令和8年4月1日から適用する。